

労働条件明示ルール 改正のポイントと 必要な対応策を お教えします!!

受講料
無料
(会員・非会員問わず)

労務トラブルを

防ぐために

今

やって

おきたいこと

2024年4月から、労働契約の締結や更新時に明示すべき労働条件が追加されることになりました。このルール改正によって、「就業場所・業務の変更の範囲」「更新の上限」「無期転換申込機会」「無期転換後の労働条件」を明示することが義務付けられます。

労働条件の不備は、様々な労務トラブルの原因に発展することも少なくありません。

会社は、4月のルール改正までに制度を見直し、書式の改定等検討していく必要があります。

本セミナーでは、ルール改正のポイントと必要な対応策について、実践に基づき分かりやすく解説しますので、この機会に是非ご参加ください。

日時

令和5年

11/17 **金**

午後2時～午後4時

会場

貝塚商工会議所
2階 中会議室
(貝塚市二色南町4-7)

講師

友成労務事務所

代表者 **友成敏朗氏**
(特定社会保険労務士)

内容

- 1 労働条件明示ルールの改正と実務対応
- 2 無期転換ルールの改正と実務対応
- 3 今後の動向について

対象 **小規模事業者・中小企業者**

定員 **20社** ※定員になり次第、締め切らせていただきます。

申込 貝塚商工会議所までFAX・TEL・メール・ネットにて11月10日(金)までにお申込み下さい。

貝塚商工会議所 〒597-0094 貝塚市二色南町4-7
FAX. 439-0401
TEL. 432-1101
メール. kaizukacci@kaizuka-cci.or.jp

ネット申込は
こちら→



令和5年11月17日(金)開催

「労働条件明示ルール改正のポイントセミナー」受講申込書

事業所名	
所在地	
TEL・FAX	.
業種	
受講者名(役職名)	()
メールアドレス	

※ご記入いただきました個人情報は、本セミナー開催における名簿作成、連絡、講師への提供等に使用いたします。

※受講にあたっては、手洗い・手消毒など、基本的な感染対策へのご協力をお願い致します。

マスク着用は、政府方針に倣い個人の判断に委ねます。